

平成 24 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 岩 崎 智 彦
(Tel. 03-5775-2100)

訴訟の判決の確定に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社サニーダ（以下、「サニーダ」といいます）が提訴され係属中であつた未払金請求訴訟につきまして、原告側による控訴提起の期限である平成 24 年 10 月 10 日までに控訴がなされなかったため、平成 24 年 9 月 26 日に東京高等裁判所より言い渡されていた原告の請求の棄却が確定致しましたので、ここにお知らせ致します。

記

1. 判決のあつた裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 24 年 9 月 26 日

2. 訴訟を提起した者
①商号等 : 株式会社ラップクリエイト（旧商号 株式会社サニーダテクノ）
②本店所在地 : 東京都中央区湊 1 丁目 7 番 4 号 M J ビル 7 階
③代表者 : 代表取締役 神谷 昭

3. 訴訟の内容と判決に至るまでの経緯

サニーダは、原告である株式会社ラップクリエイト（旧商号 株式会社サニーダテクノ（以下、「原告」といいます））より給水管更正工事に係る特許権（※ 1）のサニーダへの譲渡契約（譲渡対価額 180,000 千円）を平成 20 年 4 月 18 日に締結いたしました。当該契約の前提として、原告の代表取締役神谷昭氏が代表理事を務める給排水管路再生事業協同組合からサニーダが工事を受注出来ること及び本訴訟の対象となっている特許権を同業他社に使用させサニーダがロイヤリティを受け取ることとなっております。

しかしながら、契約締結後、前提条件の進展が無く、特許権の保有価値等について検討した結果、当該契約の変更又は取消し等を行うべきと判断いたしました。その後、原告と交渉を重ねて参りましたが、難航し、その結果、サニーダは平成 21 年 7 月 31 日を最後に当該特許代金の分割支払いを停止しました。

このため、原告より平成 21 年 9 月 8 日付にて、未払金 44,315,612 円及び訴状送達日の翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員の支払いを求める訴状が東京地方裁判所に提出され、今日まで係属に至ったものであります。

審理中において原告は、当該譲渡対価額には、特許権以外にも給排水管更生工事の工法を含んでいるため支払いを行うべきと主張しましたが、サニーダは、原告に対し再三要求したにも係わらず名義変更が出来なかったのは譲渡契約で売買対象となっている特許権が、既に原告の独占使用権を失っていたことや本件譲渡契約締結の前後に渡って同じ特許権が第三者へ二重譲渡されていること等の事実を軸に主張して争ってまいりました。

なお、当該訴訟は平成 21 年 9 月 8 日付で提起され、平成 24 年 4 月 26 日付第一審判決で原告の請求を棄却が確定、原告の控訴後、平成 24 年 9 月 26 日付で東京高等裁判所より控訴の棄却が言い渡されました。その後、期限である平成 24 年 10 月 10 日までに原告側による上告がなされず判決が確定した旨を担当弁護士より平成 24 年 10 月 24 日に受理いたしました。

※1 給水管更正工事に係る特許権：劣化した給水管を取替えることなく、洗浄、研磨、コーティング等により、延命させる独自工法の特許権

4. 判決の内容

- ① 原告の請求を棄却する。
- ② 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

連結業績予想の修正につきましては平成25年3月期第2四半期連結累計期間の業績を踏まえたうえで、改めて開示させていただきますが、当該判決により、サニーダが原告に対して有していた特許権譲渡対価の未払金145,540千円を債務消滅益として特別利益に計上する予定となっております。なお、訴額44,315千円と特別利益145,540千円との差額101,225千円につきましては、今般の原告からの請求が譲渡対価の一部であったことによるものであります。本日開示しております「特別利益の発生に関するお知らせ」をご覧ください。

以上